

令和 4 年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出 日：令和 5 年 1 月 6 日
 担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 3〕

① 件 名	建築基準法に関する認定及び許可申請手数料の見直しについて								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 建築基準法の改正を含む「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、省エネ設備の設置や環境に配慮した建築構造等の措置を講ずる部分について、新たに設立された建築基準法の認定、許可を受けることで、規定の緩和を受けることができるようになった。</p> <p>【目的】 改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 6 9 号） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 4 年 6 月 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の公布								
⑤ 主な内容	<p>(1) 申請区分・手数料の新設</p> <p>◇容積率に関する認定（住宅又は老人ホーム等に設ける機械室部分の容積率の緩和）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">許可等の申請の区分</th> <th style="width: 50%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率の認定申請</td> <td style="text-align: center;">2 7, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇建築物の高さに関する許可（第一種低層住居専用地域等における太陽光発電設備等の高さの緩和）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">許可等の申請の区分</th> <th style="width: 50%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第 5 5 条第 3 項規定による建築物の高さの許可申請</td> <td style="text-align: center;">1 6 0, 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	許可等の申請の区分	手数料の額	法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率の認定申請	2 7, 0 0 0 円	許可等の申請の区分	手数料の額	法第 5 5 条第 3 項規定による建築物の高さの許可申請	1 6 0, 0 0 0 円
許可等の申請の区分	手数料の額								
法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定による建築物の容積率の認定申請	2 7, 0 0 0 円								
許可等の申請の区分	手数料の額								
法第 5 5 条第 3 項規定による建築物の高さの許可申請	1 6 0, 0 0 0 円								
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。</p>								
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>【宮城県内の特定行政庁の施行状況】 宮城県、仙台市、大崎市、塩竈市 令和 5 年第 1 回定例会にて提案（令和 5 年 4 月 1 日施行予定）</p>								
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 5 年 2 月 市議会第 1 回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和 5 年 4 月 1 日）								
⑨ その他									